

令和 7 年 10 月 22 日

渡名喜村長 桃原 優



一般競争入札の実施について

渡名喜村が発注する「令和 7 年度渡名喜村海岸漂着物対策事業委託業務」について、一般競争入札（以下「入札」という。）に付するにあたり、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び渡名喜村契約規則（平成 31 年規則第 5 号）第 6 条に基づき一般競争入札を次のとおり実施する。

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 令和 7 年度渡名喜村海岸漂着物対策事業
- (2) 履行場所 渡名喜村内
- (3) 履行内容 仕様書による
- (4) 履行期間 契約締結の日から令和 8 年 2 月 27 日
- (5) 入札の方法は郵便入札によるものとする。

2 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

次の要件を全て満たす法人又は複数の法人からなる共同企業体とする。なお、共同企業体で参加する場合は、別紙「令和 7 年度渡名喜村海岸漂着物対策事業委託業務に係る共同企業体（JV）設置要綱」に基づき設置すること。

- (1) 沖縄県内に本社、支社、営業所等を有すること。
- (2) 地方自治法施行令台 167 条の 4(第 1 項)の規定に該当しない者。
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制下にある物でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされていないもの。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされていないもの。
- (6) 一般競争入札参加資格申請書等の提出期限から落札決定日までの期間に国又は地方公共団体から指名停止措置を受けていないこと。
- (7) 国税、県税、消費税及び地方消費税を滞納しない者であること。
- (8) 雇用する労働者に対し、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）に規定する最低賃金額以上の賃金を支払っていること。
- (9) 労働関係法令を遵守していること。

3 入札参加資格の確認等

(1) 入札参加資格の確認

入札参加を希望する者は、本業務に係る一般競争入札資格確認申請書その他書類（以下「確認書類」という。）を(2)～(4)に定めるところにより提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。提出期限までに確認資料を提出しない者または入札参加資格がないと認められる者は入札に参加することができない。

(2) 確認資料の提出期限

令和7年10月22日（水）から令和7年11月5日（水）まで

(3) 確認資料の提出場所

〒901-3692

沖縄県島尻郡渡名喜村 1917 番地の 3 渡名喜村役場民生課

(4) 確認資料の提出方法

郵送により提出するものとする。

4 確認資料について以下に示す。提出部数は1部とし、公共機関から発行される証明等は、3カ月以内に取得したものとする。

(1) 一般競争入札参加願書（様式第1号）

(2) 履歴事項全部証明書

(3) 県税（法人事業税及び法人県民税）に関し、未納がないことを示す納税証明書（複写可）

(4) 決算書（直近2年分）（複写可）

(5) 誓約書（暴力団排除関係）別紙1

5 最低限価格の有無 （有・無）

6 契約条項を示す掲載方法及び掲載期間

本事業に係る仕様書の掲載は次のとおり行う。

(1) 掲載方法 渡名喜村公式ホームページ

<http://www.vill.tonaki.okinawa.jp/index.jsp>

(2) 掲載期間

令和7年10月22日（水）から令和7年11月4日（火）まで

7 入札保証金に関する事項

一般競争入札に参加しようとするものは、その者の見積もりに係る入札金額の100分の5以上の入札保証金を入札（契約）保証金納付書により納付しなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

(1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に村を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 5 に規定する資格を有する者の過去 2 か年の間に渡名喜村、国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した者について、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (3) 入札保証金は、入札終了後入札（契約）保証金還付請求書を受けて還付する。ただし、落札者に対しては、契約締結後に還付する。この場合、落札者の入札保証金は、契約保証金の一部に充当することができる。
- (4) 落札者が正当な理由がなく村長の指定する期限までに契約を締結しないときは、入札保証金は本村に帰属する。

8 入札に関する注意事項

- (1) 入札書は、業務名及び履行場所をこの公告の記載に従い記入すること。
- (2) 入札を希望しない場合には、参加しないことができるので入札辞退届けを郵送により提出すること。

9 積算内訳書の提出

- (1) 第 1 回の入札に際し、第 1 回の入札書に記載される入札額に対応した積算内訳の提出を求める。積算内訳書の提出ができない場合入札に参加できない。
- (2) 積算内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、数量、単価、金額等を明らかにすること。
- (3) 積算内訳書は返却しない。

10 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方小税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

11 入札執行の日時 令和 7 年 11 月 19 日（水）13 時 30 分

12 入札執行の場所 渡名喜村役場

13 入札参加資格の結果通知

提出された確認資料を審査し、結果通知を行う。

結果通知日 令和 7 年 11 月 6 日（木）

14 入札の無効

次に該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札。
- (2) 入札書が所定の日時までに到達しない入札
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について 2 通以上した入札又はこれらの者が更に他の者を代理し

てした入札。

- (4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札。
- (5) 入札保証金を納付すべき場合において、入札保証金が納付されていない入札又はその額が所定の額に達していない入札。
- (6) 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印のない入札。又はこれらが分明できない入札
- (7) その他入札に関する条件に違反した入札。

1 5 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいない場合は、再度入札を行う。この場合において、再度の入札は直ちにその場で行う。なお、再度の入札は2回までとする。

1 6 入札者が一者の場合の取扱い

入札者が一者となった場合はその者の入札は有効とする。

1 7 契約締結時期及び契約者の効力発生時期

落札者の決定後、7日以内に契約を締結しなければならない。

1 8 その他

- (1) 資格確認資料作成説明会及び現場説明会は、実施しない。
- (2) 資格確認資料ヒアリングは、実施しない。ただし、記載内容が不明確で入札参加資格を確認できない場合には、説明を求めることがある。
- (3) 提出された資格確認資料は、返却しない。なお、公表し、また無断で使用することはしない。
- (4) 履行期間は、事情により変更することがある。
- (5) 落札者は、技術者を当該業務の現場に専任で配置すること。
- (6) その他詳細は、入札心得等一式による。

1 9 担当 渡名喜村役場民生課

〒901-3692 沖縄県島尻郡渡名喜村 1917 番地の3

担当者 渡口 泰章

連絡先 Tel098-989-2317 Fax098-989-2197

別紙

令和 7 年度渡名喜村海岸漂着物対策事業に係る共同企業体(JV)設置要綱

(目的)

第 1 条 渡名喜村民生課が委託発注する令和 7 年度渡名喜村海岸漂着物対策事業(以下、「対策事業」という。)に係る共同企業体(以下、「対策事業JV」という。)の業務実施に関し必要な事項を定める物とする。

(定義)

第 2 条 次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 対策事業JVとは、渡名喜村民生課が発注する対策事業の遂行を目的として結成され、当該業務の完了及び成果品の引渡し完了により解散する共同企業体をいう。
- (2) 構成員とは、対策事業JVを構成する者をいう。

(業務の実施)

第 3 条 対策事業 JV の業務実施は、各構成員が対等な立場で一体となって取り組むこと。

(構成員)

第 4 条 構成員の数は 2 又は 3 業者とする。

(結成方法)

第 5 条 対策事業JVの結成方法は、自主結成とする。

(代表者)

第 6 条 対策事業JVの代表者は、対策事業の委託候補業者として渡名喜村民生課から指名を受けた者であり、かつ、構成員のうち最大の遂行能力を有する者でなければならない。

(出資比率)

第 7 条 代表者の出資比率は、構成員のうち最大の出資比率でなければならない。

2 構成員のうち、最小の出資者の出資比率は、次の割合以上でなければならない。

- (1) 2業者の場合 30%
- (2) 3業者の場合 20%

(対策事業JVの存続期間)

第 8 条 対策事業JVの存続期間は、委託契約書に基づき成果品の引渡し完了後、3 カ月を経過した日までとする。ただし、当該期間満了後においても、当該委託業務に瑕疵担保責任がある場合は、各構成員は連帯してその責を負うものとする。

2 対策事業JVのうち、請負契約の相手方とならなかったものは、当該委託業務に係る請負契約が締結された日を以て解散されたものとみなす。

(定めない事項)

第 9 条 これに定めない事項については、別に定める。